

尚美学園大学 芸術情報研究科 音楽表現専攻
学位論文（修士）審査基準

【審査】

- ・修士リサイタル・学位論文審査委員会をおく。委員は、専攻長および専門委員長をもって構成する。
 - ・論文における審査専門委員会（査読関係）は、主査（指導教員）および副査（研究科担当教員）をもって構成する。
 - ・論文における試験専門委員会による口頭試問は、専攻長、主査（指導教員）および副査（研究科担当教員）をもって構成する。
- また、演奏を主とする分野では、演奏または作品発表による修士リサイタルを主として、専攻分野に関する副論文は口頭試問及び審査で審査する。

【評価基準】

1 構成

- ・研究目的を達成するための各章の位置づけが述べられ、その必要性が認められること。

2 論旨

- ・研究成果が表現されていることと、筆者や演奏者自身による考察を含む内容であること。
- ・研究目的を達成するために必要な情報や過程、根拠等が示されていること。
- ・研究手法や技術等について述べており、当該手法が適切であること。

3 独創性

- ・修士論文及び修士副論文は研究分野に貢献できる内容であること。

4 その他

- ・修士リサイタルにおける演奏及び創作作品の発表は公開とする。
- ・引用文献や図表の表現を統一していること。引用文献の引用箇所が識別できること。
- ・語句の使い方、文章表現が適切であること。

【修士論文の合格基準】

アートマネジメント、音楽教育分野は、論文審査及び口頭試問において各々合格の評価を受けた修士論文を総合的に合格とする。

器楽、声楽、ジャズ&コンテンポラリー、および音楽創作専攻分野は、修士リサイタルにおける研究分野の演奏、または創作作品の発表と副論文審査に合格の評価を受けた場合、総合的に合格とする。